

au レピータ設置規約

KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下、それぞれ「当社」といい、第 2 条 第 3 項に定める設置場所として通知された場所が沖縄県である場合は沖縄セルラー電話株式会社とし、それ以外の場合は KDDI 株式会社とします。以下同じとします。）とお申込者（以下「お客様」といいます。なお、お申込者と通信契約（au（LTE）通信サービス契約約款、au（5G）通信サービス契約約款に基づき提供される通信サービス（以下「au 通信サービス」といいます。）、povo1.0 通信サービス契約約款および povo2.0 通信サービス契約約款に基づき提供される通信サービス（以下「povo 通信サービス」といいます）並びに UQ mobile 通信サービス契約約款及び UQ mobile 通信サービス II 契約約款に基づき提供される通信サービス（以下「UQ mobile 通信サービス」といい、au 通信サービス、povo 通信サービスおよび UQ mobile 通信サービスを併せて「本件通信サービス」といいます。）の利用にかかる契約をいいます。以下同じとします。）の契約者（以下「通信契約者」といいます。）の名義が異なる場合は、そのご両者のことを指します。）とは、「au レピータ利用契約申込書」（以下「申込書」といいます。）に記載の au レピータ設置住所に所在する物件（以下「本物件」といいます。）へ「au レピータ」（以下「本装置」といいます。）を設置することに関し、「au レピータ設置規約」（以下「本規約」といいます。）に定めるとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結するものとします。

【第 1 条】 目的

お客様及び当社は、本物件内における本装置を設置した場所周辺にて本件通信サービスのご利用を可能とすることを目的とし、本契約を締結するものとします。

【第 2 条】 本契約の成立等

1. 当社又は当社の指定する第三者（以下「委託先」といいます。）が、本装置を設置できると判断した場合、本装置の設置を希望するお客様は、当社に申込書を提出するものとし、当社がお客様に本装置を貸与したときに本契約は成立するものとします。
2. お客様は、本契約を申し込むにあたり、自己の名義において当社と通信契約を締結していることを要します。但し、お客様が通信契約を締結されていない場合であっても、当社が別に定める条件に該当する場合は、お申し込みが可能です。
3. 本物件の住所は、通信契約に基づき、お客様が契約先住所として当社に通知している住所と同一であるか、前項に定める条件に該当した方の住居（主たる住居に限ります。）の所在地と同一であることを要します。

4. お客様が未成年者であり、且つ、通信契約者が当該未成年者の親権者である場合には、通信契約者は、法定代理人親権者の代表者として、お客様が本契約を締結することに同意します。

5. お客様は、通信契約1契約につき本装置を1台利用できるものとします。但し、本物件で利用できる本装置は、1台に限るものとします。

【第3条】 本規約の変更

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。この場合、当社は、変更後の本規約及び当該変更の効力発生時期を、当社のウェブサイトに掲載して周知するものとします。

本規約が変更された場合、当該変更は、前項の定めに従い周知された効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

【第4条】 貸与、所有権

1. 当社は、本契約の有効期間中、本装置をお客様に無償で貸与するものとします。
2. 本装置の所有権は、当社に帰属するものとします。

【第5条】 本件作業等

1. 本装置の設置、点検、修理、移設及び返却（以下「本件作業」といいます。）については、当社指定の方法によるものとします。
2. 当社は、お客様から本装置の故障若しくは毀損又はそのおそれがある旨通知を受けた場合には、代替品への交換等を含め、本装置の修理を行います。なおこの場合、お客様は、当社又は委託先が本物件にて作業を行うことを予め承諾するものとします。
3. 前項の場合において、当社は、povo 通信サービスまたは UQ mobile 通信サービスをご契約のお客様に対しては、原則、代替品の配送により対応するものとします。
4. 前二項に定める他、当社は、自己の判断により本装置の点検を行います。
5. 当社は、本装置について緊急の点検を行う必要が生じた場合、本装置の状況等の確認をお客様に依頼することができるものとします。
6. 本件作業又はこれに付随する作業を実施した場所の原状回復は、お客様が行うものとします。

【第6条】 電気使用料

本装置の利用に係る電気使用料は、お客様の負担とします。

【第7条】 本物件への立ち入り

当社又は委託先が、本件作業を目的として本物件に立ち入る場合、お客様は、これらが円滑に行えるよう協力するものとします。

【第8条】 本装置の管理

お客様は、本装置の利用及び管理に際し、次の各号に定める事項を遵守するものとします。

- ①本装置の利用に必要な電力の供給
- ②善良なる管理者の注意による本装置の管理
- ③当社がお客様に別途提供する、本装置の取扱方法を説明する書面（名称の如何を問いません。）に定める内容及び当社からの指示に従った利用

【第9条】 禁止事項

1. お客様は、以下の各号の行為を行わないものとします。

- ①本装置の分解、改造、その他、現状からの変更
- ②当社指定の方法によらない本装置の返却
- ③本装置の廃棄
- ④本装置の本物件内及び本物件外への移設
- ⑤第1条に定める目的以外の目的での本装置の利用
- ⑥本装置の第三者への譲渡、転貸、転売又は本装置への担保権の設定
- ⑦本装置に貼付された所有権等を明示する標識等の除去、汚損
- ⑧本契約に基づく権利又は義務の第三者への譲渡

2. お客様が、前項各号のいずれかの行為を行った場合、当社は、本装置を原状に復するのに要した費用、その他当社が被った損害を第12条に基づきお客様に請求することができるものとします。

【第10条】 通知

1. お客様は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を当社に通知するものとします。

- ①申込書の記載事項等に変更があったとき
- ②転居するとき
- ③本装置を紛失し又は本装置が盗難等の被害に遭ったとき
- ④本装置が故障若しくは毀損したとき又はそのおそれがあるとき
- ⑤本装置の本物件内における移設を希望するとき

2. お客様が、本契約に基づき当社に通知する場合の通知先は、申込書に記載のお問合せ先とします。

【第11条】 お客様に関する情報の取り扱い

1. 当社は、本契約の締結等により取得したお客様の個人情報について、お客様との連絡のために利用します。
2. 本サービスに関して取得したお客様に関する情報の取扱いについては、別途 KDDI の定める「KDDI プライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

【第12条】 損害賠償

1. お客様は、本契約に関し、当社又は第三者に損害を与えたときは、当社に対して直ちにその旨を通知し、その損害を賠償するものとします。
2. 当社は、お客様が本装置を毀損し若しくは紛失した場合又は第18条に定める本装置の返却期日を過ぎてもなお本装置が返却されない場合、損害賠償として、金4万円（非課税）をお客様に請求することができるものとします。但し、本装置の毀損が軽微な場合は、本装置の修理費用相当額とします。

【第13条】 不可抗力

1. お客様及び当社は、天災地変その他不可抗力（法令等の変更を含み、以下同じとします。）によって本契約又は本装置に関連して相手方に損害が生じた場合は、その責任は一切負わないものとします。
2. 天災地変その他不可抗力により本装置が利用不能となり又は本契約の履行が困難となった場合は、本契約は終了するものとします。

【第14条】 本装置の利用の停止

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に対し事前に通知することにより、本装置の利用を停止することができるものとします。
 - ①当社が本装置を維持するために必要と判断するとき
 - ②本装置に関連して他の当社の通信設備に係る工事を行うとき
 - ③その他当社の通信サービスの品質保持のため、当社が必要と認めるとき
 - ④お客様が本規約に違反したと当社が認めたとき
2. お客様は、前項に基づく本装置の利用の停止に関し予め承諾するものとし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、名目の如何を問わず、当社に対して一切の請求を行わないものとします。
3. お客様は、当社から、第1項に基づき本装置の利用の停止の通知を受けた場合には、本装置の利用を停止するものとします。

【第15条】 免責等

1. 当社は、本装置を設置した場合であっても、本件通信サービスの利用が必ず可能となることを保証するものではありません。
2. お客様は、自己の責任において本装置を利用するものとし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当し、その結果お客様又は第三者に不利益若しくは損害等が生じた場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、その責任を負わないものとします。

①停電が発生したとき

②本装置その他当社の通信設備に何らかの不具合等が生じたとき

③お客様が、本契約に定める当社への通知義務を怠ったとき

④当社が本契約を解約し、又は解除したとき

4. 本装置を設置したにもかかわらず、前項各号に定める場合を含み、お客様が本件通信サービスを利用できなかったとしても、本件通信サービスの利用料金の支払い義務が免除等されるものではありません。

5. 本装置の設置及び利用等にあたり、当社の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、300円を上限として、当該損害を補償するものとします。但し、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

【第16条】 解約

1. 当社は、解約の1ヵ月前までにお客様に対し書面をもって通知することにより、本契約を解約することができるものとします。

2. お客様は、当社に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。なお、お客様は、当該通知後遅滞なく、当社指定の書面を当社に提出するものとします。

【第17条】 本契約の解除

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、通知、催告等何らの手続を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

①本契約申込時に申告した通信契約を解約したとき（但し、当該通信契約を解約する際、番号移行（ご利用中の電話番号そのまま通信サービス契約を変更いただくこと）により本件通信サービスのいずれかの契約を新たに締結した場合においてはこの限りではありません。）

②お客様が本件通信サービスの利用を一時休止したとき

③お客様が本物件から転居したとき（お客様が当社に通知している契約先住所が変更になった場合を含みます。）

④第9条 第1項の規定に違反したとき

- ⑤本契約に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき
- ⑥支払の停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき
- ⑦本契約の履行にあたり不正な行為があったとき
- ⑧お客様が当社に提出した申込書その他の書面に虚偽又は事実と反する記載があったことが判明したとき
- ⑨お客様が電波法又は放送法に規定する罰則の適用を受けたこと又は受けたことがあることを当社が知ったとき

【第18条】 本装置の返却等

お客様は、当社から正当な事由に基づき本装置の返却若しくは交換等を求められた場合又は本契約が事由の如何を問わず終了した場合は、当該交換等を求められたとき又は当該終了したときから、本装置の利用を停止するものとし、また、当該終了した日から 60 日以内に当社に対して本装置を返却していただきます。

【第19条】 管轄裁判所

お客様及び KDDI は、本契約から生じる紛争につき訴訟を提起するときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【第20条】 規定外事項

お客様及び当社は、本規約の条項について疑義が生じたとき、又は本規約に定めのない事項が生じたときは、本契約締結の趣旨に基づき、双方誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとし、

【第21条】 準拠法

この規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとし、

附則

この規約は、2020 年 3 月 31 日から実施します。

附則

この改定規約は、2020 年 12 月 31 日から実施します。

附則

この改定規約は、2021 年 3 月 23 日から実施します。

附則

この改定規約は、2021 年 6 月 10 日から実施します。

附則

この改定規約は、2021 年 9 月 2 日から実施します。

附則

この改定規約は、2024 年 3 月 15 日から実施します。